

F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する意見書

平成 29 年 5 月 3 日、米太平洋空軍は米コロラド州バックリー空軍基地所属の F-16 戦闘機 12 機と兵員 250 人を米軍嘉手納基地に暫定配備すると発表、大型連休中の同 4 日、F-16 戦闘機 8 機が相次いで飛来、翌 5 日には 2 機が飛来している。

米太平洋軍は暫定配備について、「太平洋軍地域安全保障計画に基づくもので、災害救助や世界情勢の認識、海賊対策、積極的防衛と戦力の展開など」としており、嘉手納基地にはこれまでも同計画の一環として数回にわたり州軍機が暫定配備され、騒音被害等さらなる基地被害の増大につながるものとして基地周辺住民の反発を招いてきた。

さらに、嘉手納基地では、常駐機の F-15 戦闘機のみならず、外来機 AV-8B ハリアー攻撃機等各種米軍機による騒音被害が拡大しており、そのような中での F-16 戦闘機の配備は、暫定配備とは言え、日米安全保障協議委員会の中で確認された嘉手納基地における負担軽減にも逆行するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は、F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関し、厳重に抗議するとともに市民の生命・財産・人権を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

1. 州軍機を含む外来機の暫定配備や飛行訓練等について明確な根拠を示すこと
2. 騒音防止協定を遵守し、早朝深夜の飛行は行わないよう求めること
3. 嘉手納基地における騒音に関する負担軽減について暫定配備との整合性を説明すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長